

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）
利益相反マネジメント規則

別添 10

令和 4 年 12 月 23 日
ガバニングボード

（目的）

第 1 条 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）利益相反マネジメントポリシーに基づき、SIPにおける利益相反マネジメント規則（以下「本規則」という。）を定め、利益相反による問題を避けるための措置等を講じるとともに、利益相反による疑念に対する説明責任を果たすことができるよう、SIPの実施に当たっての利益相反マネジメント体制を整備することを目的とする。

（利益相反マネジメントの対象）

第 2 条 PDについて、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を利益相反マネジメントの対象とする。

- 一 推進委員会で社会実装に向けた戦略及び研究開発計画（以下「戦略及び計画」という。）を作成又は変更する場合において、PDの所属する組織が研究開発責任者等として特定される場合（特定の施設・設備、技術・ノウハウ等を使用するために研究開発責任者等がPDの所属する組織に限定される場合を含む。）
 - 二 研究推進法人が、研究開発責任者等を公募等により選定する場合において、PDの所属する組織への直接的・間接的な資金配分の可能性がある場合
 - 三 研究推進法人が、調査・分析等の業務の一部を委託する機関（以下「調査分析機関」という。）を公募し、選定する場合において、PDの所属する組織への直接的・間接的な資金配分の可能性がある場合
 - 四 PDの所属する組織が研究開発責任者等である場合において、課題評価での意見、研究開発の進捗状況又は経済的・社会的な環境の変化を踏まえ、推進委員会で、戦略及び計画における当該研究開発責任者等が担当する研究開発テーマの予算配分を変更する場合（利益相反マネジメントへの影響が軽微な場合を除く。）
 - 五 その他の場合であって、PDの所属する組織への直接的・間接的な資金配分又はその変更の可能性がある場合
- 2 利益相反マネジメントの対象の詳細は、必要に応じて利益相反マネジメント細則に定めるものとする。

（アドバイザーによる相談）

第 3 条 PDは、第 2 条第 1 項各号の対象であるかどうかに関わらず、利益相反

による問題や疑念に係る対応について、ガバニングボードが指名する利益相反マネジメントに係るアドバイザーと相談を行うことができる。

(利益相反による問題を避けるための措置)

第4条 PDは、利益相反による問題を避けるため、第2条第1項各号に応じて次に掲げる措置を行うものとする。

- 一 第2条第1項第1号及び第4号に該当する場合には、PDは、推進委員会における戦略及び計画の該当部分における議決に関わらないこととする。
- 二 第2条第1項第2号及び第3号に該当する場合には、PDは、公募等期間中に応募を予定する者に公募等に関し、公募等の期間中に事前接触を行わないこととするとともに、研究推進法人が実施する選定に自ら関わらないこととする。
- 三 第2条第1項第5号に該当する場合には、所属する組織への直接的・間接的な資金配分の可能性がある意思決定に関わらないこととする。

(利益相反による疑念に係る自己申告)

第5条 PDは、PDの所属する組織への資金配分が大半となることが見込まれる場合など、第4条各号に定める措置を取ったとしても、なお利益相反による疑念が持たれかねないと判断される場合には、推進委員会での議決など、当該組織への直接的・間接的な資金配分の可能性がある意思決定が行われる前に、あらかじめ内閣府へ申告するものとする。

- 2 内閣府は、第1項の申告があった場合において、必要に応じて、PDからヒアリングを実施するものとする。

(第三者委員会による意見)

第6条 内閣府は、第5条第1項の申告に基づき、ガバニングボードの下に設置する第三者委員会（以下「委員会」という。）に対し、申告があった事案に関して、意見を求めることとする。

- 2 委員会は、前項で意見の求めがあった場合において、契約までの経緯等の事実について、研究推進法人、研究開発責任者等及び調査分析機関からの説明及び／又は関係書類の提出等を求めることができるものとする。
- 3 委員会は、第1項で意見の求めがあった事案について事実を確認した結果、利益相反による疑念が持たれかねないものと認めた場合には、改善のための措置を内閣府に提案するものとする。
- 4 内閣府は、前項の提案に基づき、PDに対し、改善のための措置を要請するものとする。
- 5 PDは、前項で要請があった改善のための措置に異議がある場合には、内閣府に対して、委員会における再意見を申し立てることができる。ただし、再意見は1件につき1回とする。

(準用)

第7条 サブPDやその他のSIPの関係者について、第2条に定めるPDに係る利益相反マネジメントの対象と同様の状況が生じた場合には、第3条から第6条までの規定を準用するものとする。

(細則)

第8条 本規則の実施にあたり必要な事項は、ガバニングボード座長が別に定めるところによる。